

## 議案第96号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

### 提案理由

健康保険法施行令の一部改正に鑑み、出産育児一時金の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。